令和8年度　曽於市立大隅中学校　いじめ防止基本方針

１　はじめに

大隅中学校いじめ防止基本方針は、学校・家庭・地域住民・その他の関係者が連携して、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号）１２条の規定に基づき、県及び市のいじめ防止基本方針を踏まえ、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定します。

２　いじめの防止についての基本的な考え方

第２条（いじめの定義）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法」（平成２５年法律第７１号）

（１）いじめは、すべての生徒に関する問題であり、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるよう、学校全体で組織的に対応していきます。

（２）すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにするために、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることだと、生徒が十分に理解できるような対策をとります。

（３）いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、市・地域・家庭・その他の関係者と連携し、いじめ問題を克服することを目指します。

３　いじめ防止対策委員会（生徒指導委員会）

（１）目的

いじめを未然に防止し、その兆候を早期に発見し、いじめに関する事案に対処するとともに、学校組織としてその解決を図ります。

（２）構成

校長、教頭、生徒指導主任、各学年生徒指導係、養護教諭、ＳＳＷ、必要に応じて他の教職員、スクールカウンセラー、関係機関も参加します。

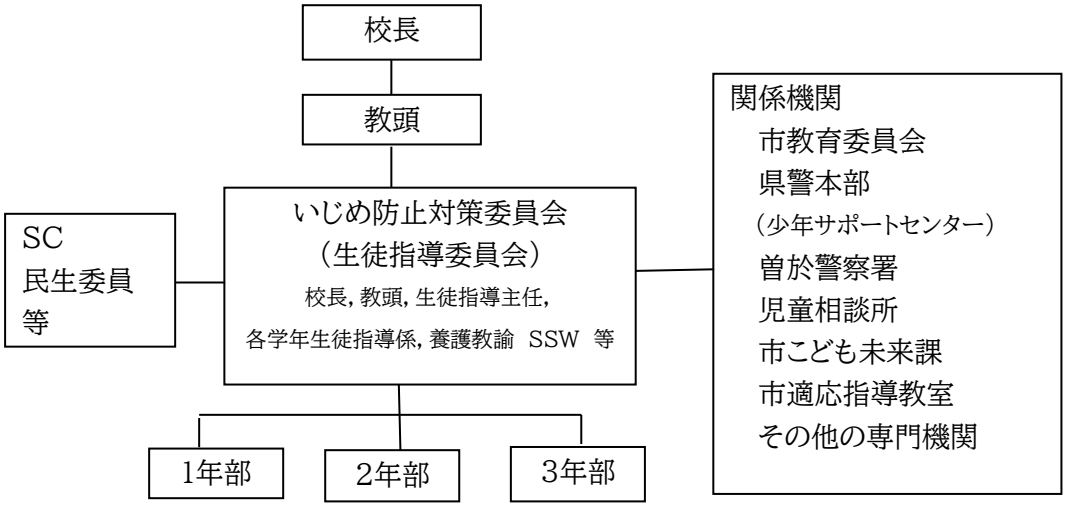

（３）役割

ア　「いじめ防止基本方針」に基づく取組の計画、実施の中心となります。進捗状況の確認を行い、検証・改善策を検討します。

イ　生徒や保護者、教職員、地域に対する情報発信と意識啓発を行います。

ウ　いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報の窓口となり、正確な事実の把握に努め、問題の解決に向けた指導・支援態勢を構築します。

エ　いじめ事案への対応を行います。事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応します。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応します。問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行います。

４　いじめの防止等に関する取組

（１）未然防止の取組　　「いじめ防止取組の年間計画」を参照

ア　教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動・ボランティア活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図ります。

イ　生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進めます。

ウ　授業、行事、生徒会活動、部活動等において生徒の活動や努力を認め、自己存在感・自己肯定感を育むことができるよう努めます。

エ　生徒の自治力を高めるため、生徒会活動を活性化させます。

オ　情報モラル教育を推進し、生徒が携帯電話やスマートフォン等の正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者・被害者とならぬよう継続的な指導を行います。

（２）早期発見の取組　　「いじめ防止取組の年間計画」を参照

ア　学校楽しぃーとや大隅中ＳＯＳシートを実施し、生徒の小さなサインを見逃さないように努めます。

イ　三者面談や教育相談、必要に応じて家庭訪問を実施し、生徒及び保護者との信頼関係を築き、いじめ等について相談しやすい環境を整えます。

ウ　全職員が日頃より学校生活における生徒の人間関係の把握に努めます。

エ　スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、いじめ電話相談等の外部機関の紹介等を行い、選択肢を増やし、生徒の相談しやすい環境を整えます。

オ　教職員が、心の健康観察の入力状況や、遅刻・早退、欠席の状況に常に気を配り、生徒の変化に早期に気付くよう努めます。

（３）いじめに対する対処

ア　いじめの発見・通報を受けたら「いじめ防止対策委員会」を中心に組織的に対応します。

イ　被害生徒を守り通すという姿勢で臨みます。

ウ　加害生徒については、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行います。

エ　教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組みます。

オ　ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署等とも連携して行います。

５　重大事態への対処

（１）重大事態とは

第２８条第１項１号
いじめにより生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
第２８条第１項２号
いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
「いじめ防止対策推進法」（平成２５年法律第７１号）

（２）重大事態への緊急対応

ア　重大事態を認知した場合、管理職は市教育委員会を通じて、直ちに市長へ報告します。

イ　「いじめ防止対策委員会」が母体となり、以下の事項について役割分担して、市教育委員会と連携して全校体制で対応します。

・事態の状況確認、情報収集、情報整理
・生徒の状況確認と支援・指導、生徒・保護者・教職員の心のケア
・ＰＴＡ・警察などとの連携など
・臨床心理相談員やスクールカウンセラーなどの緊急派遣等の人的要請、県教育委員会や警察などとの連携についての要請等、市教育委員会との連携

（３）学校による調査

法第２８条第１項の規定に基づき、重大事態に対処するとともに、再発防止に資することを目的として、事実関係を明確にするための調査を行います。

ア　「重大事態緊急対応委員会」を設置して各チームに分かれて調査を行い、連携を図って対応します。

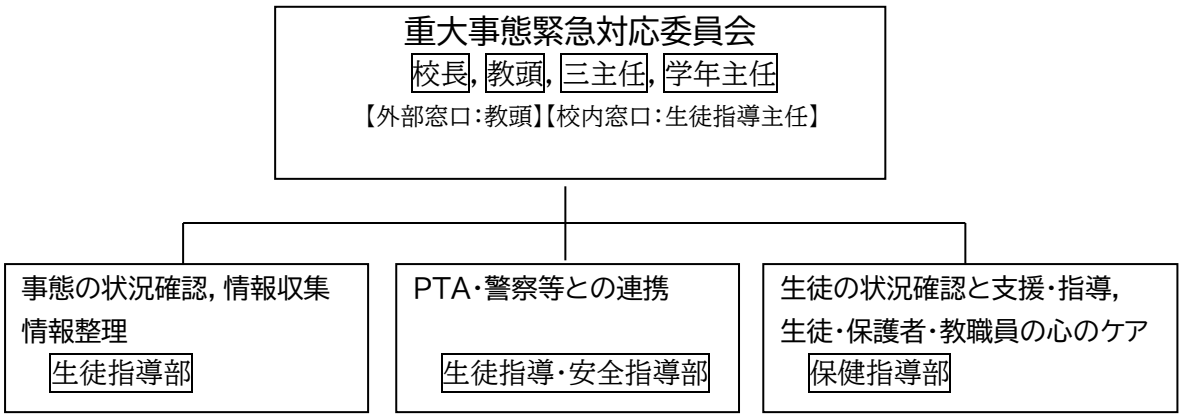

イ　事実関係を明確にするために、以下のような事項を可能な限り調査します。この際、因果関係の特定を急がず、関係機関等との情報連携を図りながら、客観的な事実関係を速やかに調査します。

・いつ（いつ頃から）　・どこで　・誰が　・何を，どのように（態様）
・なぜ（人間関係の状況や学校の対応に関する課題など）

ウ　いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合は、十分な配慮を行うと同時に、インターネット上のプライベートに関する情報拡散・風評被害等にも配慮し、県教育委員会が実施する「学校ネットパトロール事業」を活用した緊急監視を実施します。

エ　いじめられた生徒の学校復帰を最優先とした調査とし、情報を提供してくれた生徒の安全確保を行います。

オ　いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、今後の調査について協議し、調査に着手します。

（４）その他の留意事項

ア　いじめられた生徒及びその保護者はもちろんのこと、調査そのものが調査対象の生徒や保護者に心的負担を与えることも考慮し、調査の実施と並行して、市教育委員会に臨床心理相談員やスクールカウンセラーを依頼し、心のケアを行います。

イ　いじめられた生徒及び保護者に対して調査方法や調査内容について十分説明し、合意を得てから調査を行います。調査結果についても、適時・適切な方法で報告します。

ウ　報道取材の対応について、プライバシーへの配慮を十分に行い、事実に基づいた、正確で一貫した情報を提供するために、窓口を教頭とし、市教育委員会と連携をとり対応します。

６　学校の取組に対する検証・見直し

（１）学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、ＰＤＣＡサイクル（Plan→Do→Check→Action）で見直し、実効性のある取組となるよう努めます。

（２）学校運営協議会の内容や各学期末に実施する教職員、保護者、生徒への学校評価アンケートの結果をもとに、いじめに関する取組の検証・見直しを行います。

７　その他

（１）いじめ防止に関する校内研修を計画し、生徒理解を深めるとともに、いじめ防止対策推進法を熟知し、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和６年８月３０日に改訂）において、いじめの重大事態の発生を防ぐための平時からの備えについての大隅中の取組に対する共通理解を深めるなど、いじめ対応に関する教職員の資質向上に努めます。

（２）「学校いじめ防止基本方針」は、各家庭に周知するとともに、ホームページに掲載します。